

平成30年度

土地・建設産業局関係
予算概算要求概要

平成29年8月

国土交通省土地・建設産業局

目 次

I. 土地・建設産業局関係予算概算要求総括表	1
II. 土地・建設産業局関係予算概算要求の基本方針	2
III. 主要施策	
1. 不動産情報インフラの整備	
(1) 地籍整備の推進	3
(2) 不動産情報の整備・提供の充実等	7
2. 不動産市場の環境整備	
(1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進	10
(2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進	12
3. 建設市場の環境整備	
(1) 建設産業の働き方改革の推進	14
(2) 建設産業の担い手確保・育成	16
(3) 建設産業の生産性向上の推進	21
4. 建設産業・不動産業の海外展開の推進	
(1) 建設・不動産企業のための海外ビジネス環境の整備	22
(2) 建設・不動産企業のための海外ビジネス機会の創出	23

I. 土地・建設産業局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	30年度 要求・要望額	うち 新しい日本の ための優先 課題推進枠	前年度 予算額	倍 率
	(A)		(B)	(A/B)
1. 不動産情報インフラの整備	17,465	1,634	15,811	1.10
(1) 地籍整備の推進	12,398	1,607	11,410	1.09
うち・地籍調査の推進	11,480	1,113	10,800	1.06
※この他、復興関係経費 184百万円がある。				
・地籍調査の基礎的情報を整備する基本調査の実施	390	96	390	1.00
・民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進	236	236	90	2.62
(2) 不動産情報の整備・提供の充実等	5,067	27	4,401	1.15
うち・地価公示の着実な実施	3,691	0	3,691	1.00
2. 不動産市場の環境整備	420	390	195	2.16
うち・地域連携や新技術の活用等による空き家・空き地等の流通・活用の促進	180	180	120	1.50
・民泊管理業の健全な発展に係る環境整備	60	60	14	4.42
・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	90	90	0	皆増
・環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備	60	60	0	皆増
3. 建設市場の環境整備	847	468	496	1.71
うち(1) 建設産業の働き方改革の推進	200	200	50	4.04
(2) 建設産業の担い手確保・育成	375	170	172	2.18
(3) 建設産業の生産性向上の推進	98	98	0	皆増
4. 建設産業・不動産業の海外展開の推進	203	191	102	2.00
5. その他	288	0	238	1.21
合 計	19,223	2,683	16,841	1.14

(注1) 上記の「地籍調査の推進」経費は、地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計及び倍率は、一致しない場合もある。

Ⅱ. 土地・建設産業局関係予算概算要求の基本方針

平成30年度土地・建設産業局関係予算概算要求においては、国民生活・経済の基礎的な制度インフラである地籍整備、地価公示等の着実な推進を図りつつ、空き家・空き地等の流通・活用促進、民泊管理業の健全な発展に係る環境整備、不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進、環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備、働き方改革の推進、担い手の確保・育成及び生産性向上の推進を通じた建設産業の活性化、並びに建設産業・不動産業の国際化の推進に重点的に取り組む。

一般会計

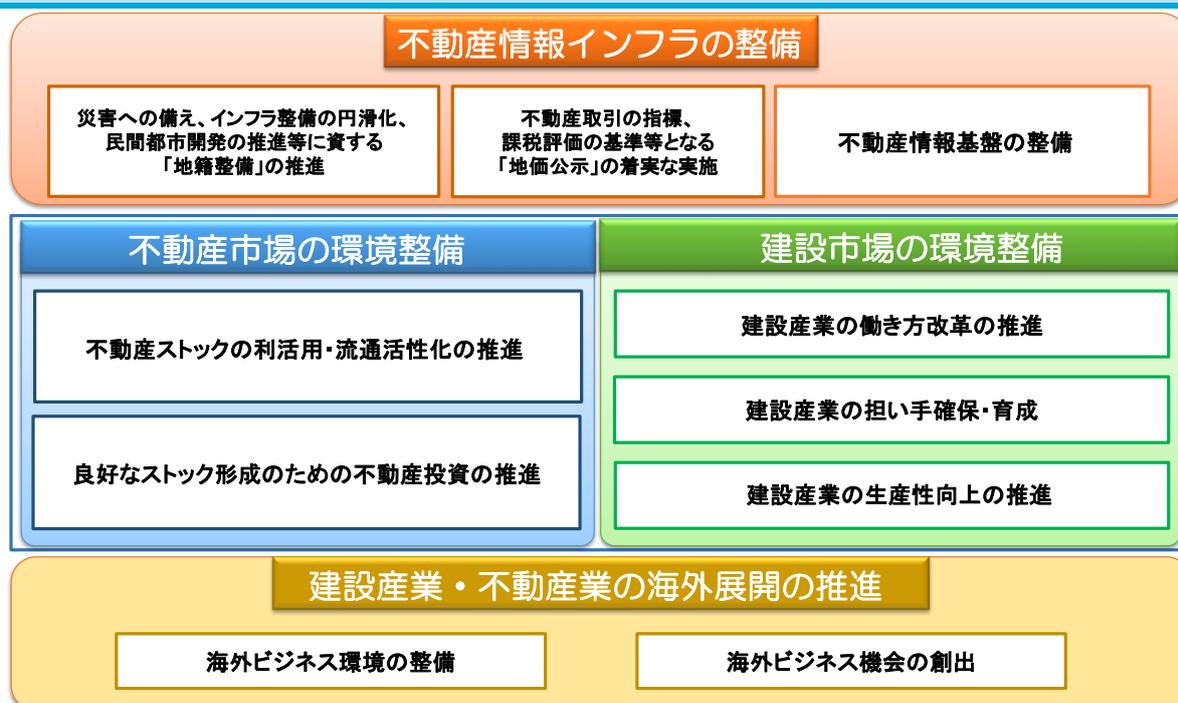
総 額：19,223百万円（1.14）

うち新しい日本のための優先課題推進枠：2,683百万円

東日本大震災復興特別会計

総 額：184百万円

平成30年度土地・建設産業局関係予算概算要求の全体像



Ⅲ. 主要施策

1. 不動産情報インフラの整備

(1) 地籍整備の推進

地籍調査の推進

11,480百万円（前年度10,800百万円）

うち優先課題推進枠 1,113百万円

※ 上記の金額は、地籍調査費負担金及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分である。

※ この他、復興関係経費（復興庁計上184百万円）がある。

市町村等が行う地籍調査（一筆毎の土地について境界、面積等を調査・測量し、正確な土地境界情報を示す地籍図等を作成。平成28年度末での進捗率は52%）について、インフラ整備や防災対策、都市開発等の推進の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的な土地境界等の整備を推進する。

<内 容>

市町村等が実施する地籍調査の経費の一部に対して、負担金を交付する。交付にあたっては、以下の施策と連携する地籍調査を重点的に支援する。

- インフラ整備の円滑化を目的とした地籍調査
- 地震や土砂災害等に対する防災対策の推進を目的とした地籍調査
- 都市開発等の活性化を目的とした地籍調査
- 森林施業の円滑化や再生可能エネルギーの利活用を目的とした地籍調査

地籍調査とは

- 国土調査法に基づき実施
- 主な実施主体は市町村
- 一筆毎の土地の境界や面積等を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる



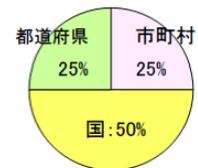
【公図】
明治期に作られた図面

地籍調査



【地籍図】
境界が正確な地図

【地籍調査の負担割合】 (市町村実施の場合)



特別交付税措置により、都道府県・市町村の負担は各々実質5%

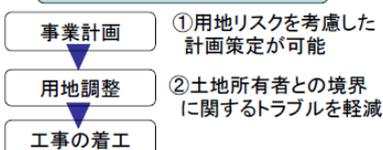
地籍調査の主な効果

地籍調査を実施し、正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

インフラ整備の円滑化

地籍調査が実施済であれば、事業計画の策定や用地調整の円滑な実施が可能

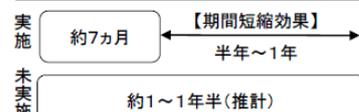
インフラ整備の主な工程



事前防災対策の推進 災害復旧・復興の迅速化

地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われるため、事業期間が大幅に縮減

防災集団移転促進事業の事例 (宮城県名取市増田地区)



民間都市開発の推進

地籍調査が実施済であれば、関係者が合意し易く、民間都市開発の円滑な実施が可能

民間開発事業に 長期間を要した事例

六本木ヒルズでは地籍調査が未実施
約400筆の境界調査に4年もの歳月



地籍調査の基礎的情報を整備する基本調査の実施

390百万円（前年度390百万円）

うち優先課題推進枠 96百万円

地籍調査の進捗率は、全国（平成28年度末で52%）と比較して、都市部では24%、山村部では45%と遅れていることから、防災対策等の観点から市町村等による都市部・山村部での地籍調査を促進するため、特に必要性が高い地域において、地籍調査に先行して必要な境界等の基礎的情報を国が整備する。

<内 容>

○都市部官民境界基本調査の実施

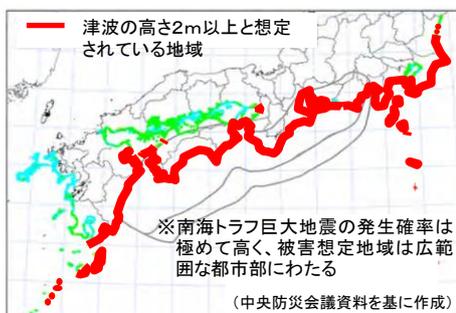
都市部において、南海トラフ巨大地震による津波浸水被害想定地域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、国が道路等と民有地の境界情報を整備する。

○山村境界基本調査の実施

山村部において、土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、国が三筆境などの主要な境界情報を整備する。

都市部官民境界基本調査の概要

道路等と民有地の境界について、現況の測量等を行った結果や公図、道路台帳附図等が示す境界情報を図面等にまとめる調査



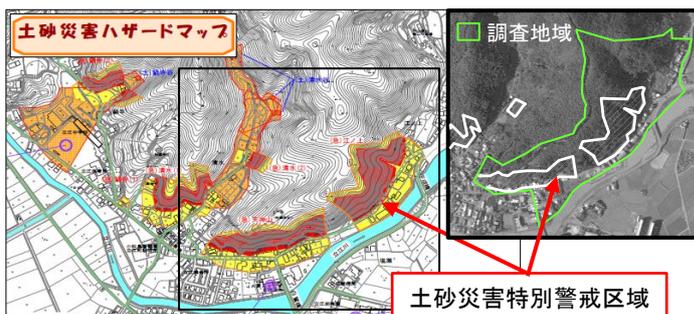
〔南海トラフ巨大地震による津波浸水被害想定地域〕



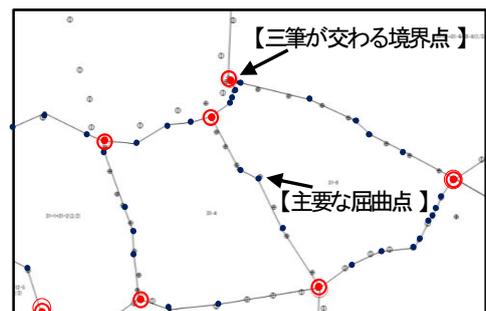
〔現況と公図等による境界の相違等を示す図面〕

山村境界基本調査の概要

公図や現地精通者等から収集した三筆境などの主要な境界情報を整理して図面等にまとめる調査



〔土砂災害警戒区域等での調査(イメージ)〕



〔主要な土地境界情報を整理した図面〕

民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

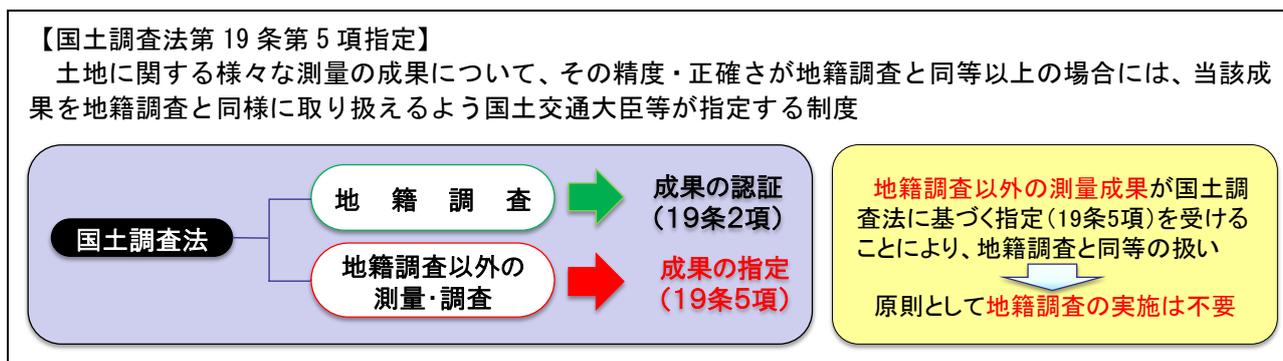
236百万円（前年度90百万円）

うち優先課題推進枠 236百万円

地籍整備が特に遅れている都市部においては、都市開発や防災対策等に寄与する観点から、地籍整備の一層の推進が求められている。このため、地籍調査以外の民間事業者や地方公共団体の公共事業部局等が作成する測量成果を地籍整備に活用するための支援を行う。

<内 容>

民間事業者等が積極的に国土調査法 19 条 5 項指定を申請できるように、指定申請に必要な測量・調査、成果の作成にかかる経費に対して、補助金を交付する。



【地籍整備推進調査費補助金】

事業主体：民間事業者、地方公共団体
 地域要件：人口集中地区又は都市計画区域
 対象経費：19 条 5 項指定に必要な測量・調査に要する経費
 （調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成）

補助率：

民間事業者等(直接補助)

1/3 以内

国 1/3
民間事業者等 2/3

民間事業者等(間接補助)

1/3 以内※

国 1/3
地方公共団体 1/3
民間事業者等 1/3

地方公共団体(直接補助)

1/2 以内

国 1/2
地方公共団体 1/2

※ただし地方公共団体の補助する額の 1/2 が限度

【民間開発事業での活用事例】

調査実施地区：F 県 O 市
 調査面積：3.3 ha
 調査内容：民間開発事業者が駅前の住宅地開発事業を行うため、測量・調査、成果の作成を実施

開発後のイメージ図

ICTを活用した地籍調査の効率化に向けた環境整備

128百万円【新規】

うち優先課題推進枠 128百万円

都市部においては、都市開発や防災対策等の観点において、地籍整備を早急に実施する必要があり、近年進展しているICT等の新たな技術を活用することで、官民境界の先行調査や地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査を実施するための環境整備を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

<内 容>

○地籍整備プラットフォーム・オープンデータサイトの構築

個々の土地取引等で実施される地籍調査以外の民間測量成果等を蓄積・共有するためのシステムを構築する。

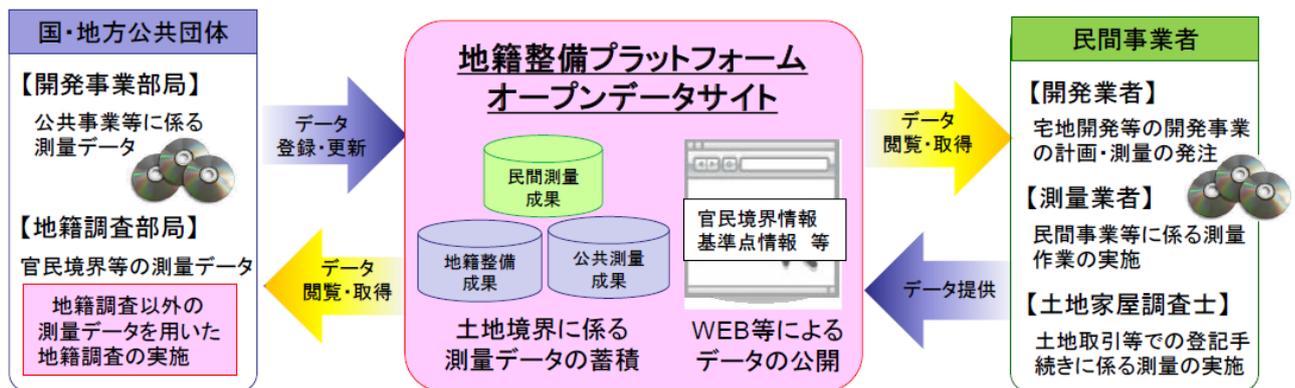
○地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査手法の確立

地籍調査以外の民間測量成果等を有効に活用した効率的な地籍調査手法を確立するため、実証実験等を実施し、マニュアル等を整備する。

○最新測量技術の活用

ドローンやモバイルマッピングシステム等の最新の測量技術を地籍調査で活用するために必要な実証実験及び技術開発を実施する。

プラットフォーム・オープンデータサイトの構築



最新の測量技術を活用し、官民境界の整備を推進

【従来の測量手法】



都市部は筆数が多く、全ての境界点を現地で測量するには、多大な手間と経費が必要。



ドローン(無人航空機: UAV)



モバイルマッピングシステム(MMS)

官民境界をより効率的かつ迅速に整備するため、最新測量技術の導入に向けた検討及び技術開発を実施

(2) 不動産情報の整備・提供の充実等

地価公示の着実な実施

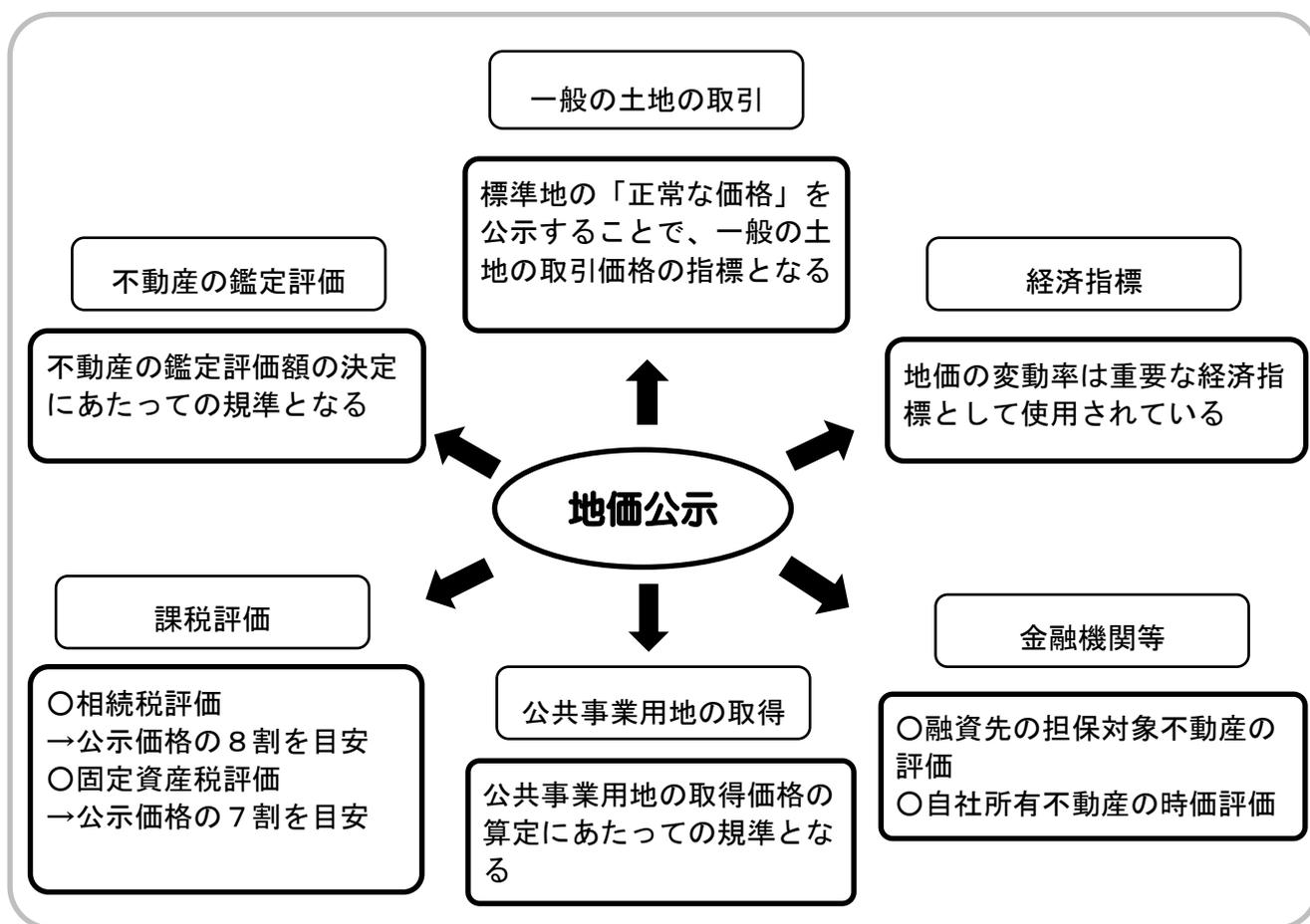
3,691百万円（前年度3,691百万円）

不動産取引の指標や課税評価の基準等の役割を担う重要な制度インフラである地価公示について、その役割を十分に果たすため全国26,000地点で着実に実施する。

<内 容>

○地価公示

- ・地価公示法に基づき実施
- ・全国に26,000地点の標準地（調査地点）を設置し実施
- ・1月1日時点における標準地の価格を3月に官報にて公表



不動産価格の動向指標の提供

90百万円（前年度63百万円）

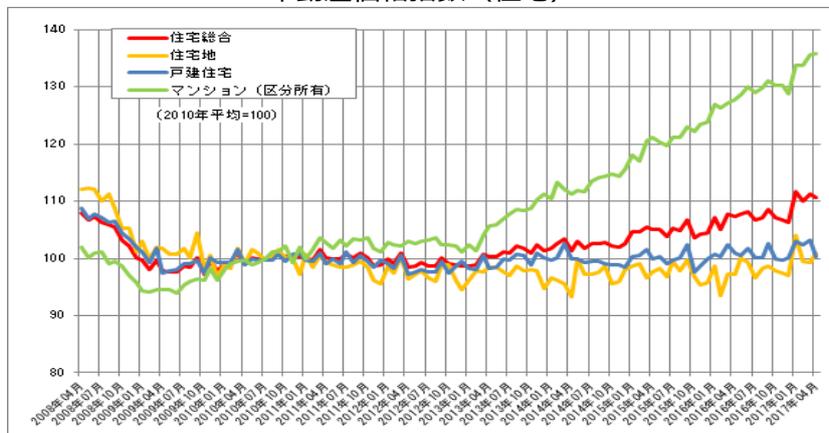
うち優先課題推進枠 27百万円

不動産価格の動向を把握し、金融・マクロ経済政策へ活用するとともに、不動産市場の透明性向上・取引の活性化を図るため、不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の提供を行う。また、IMFより発表が予定されている不動産価格指数の国際指針を踏まえ、成約賃料や空室率等、不動産市場の動向の多角的な分析に資する指標の開発に向けた検討を行う。

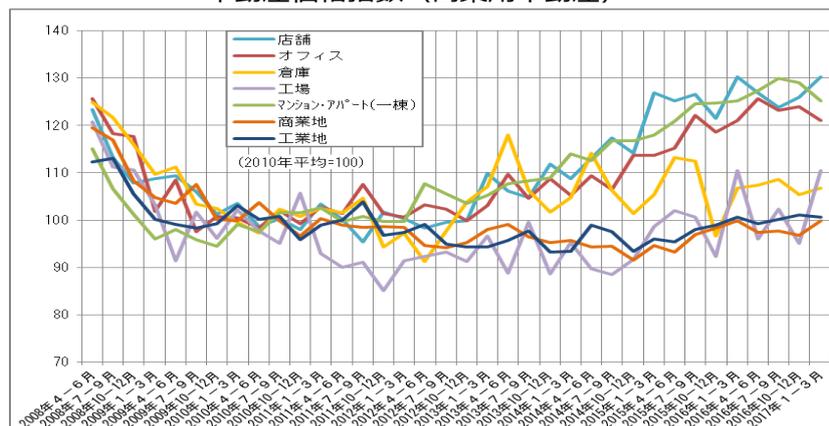
<内 容>

- 不動産価格指数（住宅・商業用不動産）の安定的な運用
 - ・ 指数算出用のデータ整備
 - ・ 算出システムの保守 等
- 成約賃料や空室率等、不動産市場の動向の多角的な分析に資する指標の開発に向けた検討
 - ・ 推計手法等の検討
 - ・ 算出結果の妥当性の検証 等

不動産価格指数（住宅）



不動産価格指数（商業用不動産）



2. 不動産市場の環境整備

(1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進

地域連携や新技術の活用等による空き家・空き地等の流通・活用の促進

180百万円（前年度120百万円）

うち優先課題推進枠 180百万円

本格的な人口減少社会を迎え、有効活用されずに放置される空き家・空き地は増加傾向にあり、その対策は喫緊の政策課題となっている。

このような遊休不動産について、空き家・空き地バンク等を活用したマッチング支援等、地域連携や新技術（不動産テック）の活用等による新たな需要の創出や流通促進等を支援する。また、空き地等を地域資源として活用しているような先進的な取組への支援やそのノウハウの横展開を行うとともに、所有者不明土地の公共的事業での円滑な活用を促す。これらにより、空き家・空き地の有効活用を促進し、社会全体の生産性向上等を推進する。

<内 容>

○空き家等の流通・活用促進

- ・地方公共団体等と連携して空き家等の流通促進を図る不動産業団体等によるモデル的な取組を支援
- ・ビッグデータ、人工知能（AI）、IoT等の新技術（不動産テック）を活用した新たな不動産流通モデルの構築に向け、不動産業団体等による先導的な取組を支援

○空き地の活用促進等

- ・地域のNPO法人等による空き地の活用（所有者不明土地問題に係る事案を含む）に向けた先進的な取組への支援、ノウハウの収集・分析、横展開等の実施
- ・所有者不明土地の公共的利用を可能とする新たな仕組みの実施に向けた周知等

施策イメージ

空き家等の流通・活用促進

○空き家等の流通・活用促進に係る活動支援

地方公共団体等と連携して地域の不動産ストックである空き家等の流通・活用促進を図る不動産業団体等のモデル的な取組を支援

〔対象となる取組例〕

- ・リフォーム事業者との連携による移住希望者向けリフォーム提案
- ・空き家化を未然に防ぐための遠隔地居住者向け相続不動産相談



移住希望者向け内覧会



趣味の部屋としての貸出し提案

空き地の活用促進等

○空き地活用の先進的取組の支援

土地の形状や所有者に関する情報が不足している等の理由により、活用が進んでいない空き地を活用しようとするNPO法人等に対して、対象となる空き地の選定から事業計画の実施段階までの取組を支援

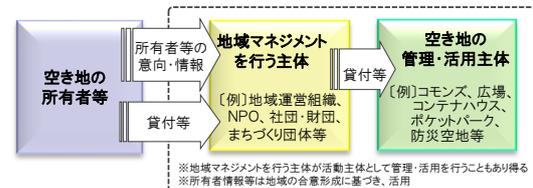
〔対象となる取組例〕

- ・まちなか広場
NPO等が広場を運営。
コンテナハウス等を整備し、
賑わいを創出。



〔対象となるスキーム例〕

・空き地の所有者情報等を活用し、各地域の実情に応じた管理・活用の合意形成を図り、NPO等が空き地活用の先進的取組を実施



※地域マネジメントを行う主体が活動主体として管理・活用を行うこともあり得る
※所有者情報等は地域の合意形成に基づき、活用

行政支援、行政情報・専門的なノウハウ等によるサポート

民泊管理業の健全な発展に係る環境整備

60百万円（前年度14百万円）

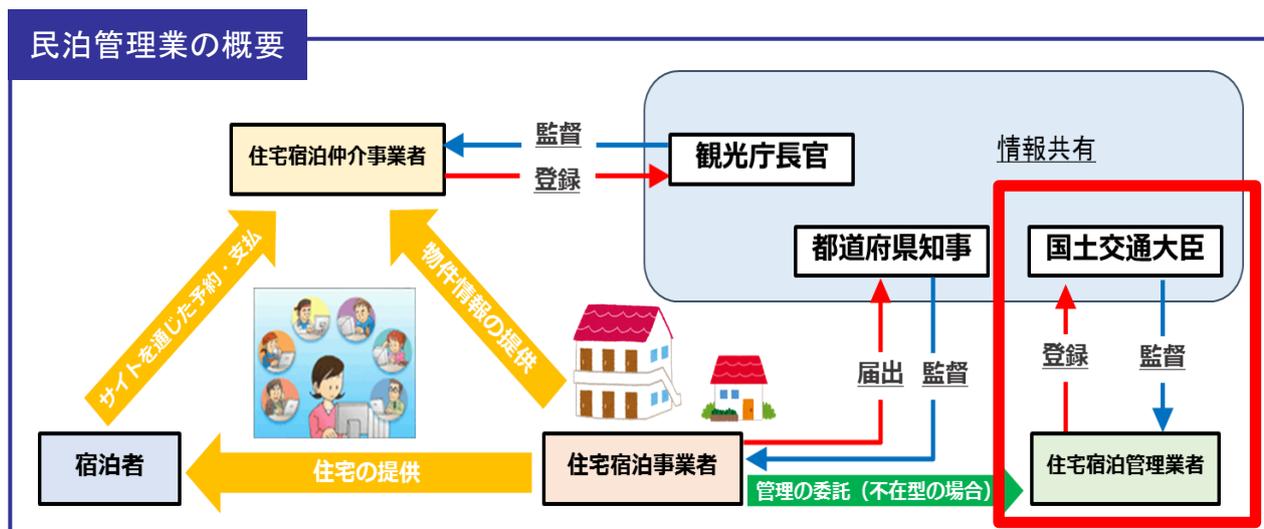
うち優先課題推進枠 60百万円

「観光立国推進基本計画」に掲げられた2020年訪日外国人旅行者数4000万人等の目標達成に向け、我が国の不動産ストックを宿泊施設などに利活用することが重要であり、今般制度化された民泊サービスについて健全な普及を図るため、住宅宿泊管理業者（民泊管理業者）の生産性向上・人材育成を図っていくことが重要である。

このため、民泊管理業者の確保に向けた環境整備として、多様な事業形態に応じた標準契約書や実務マニュアルの普及・啓発を図る。また、民泊管理の高度化により安全・安心かつ快適な民泊サービスの提供を促進するため、ICT等を活用した管理や効率的な巡回・駆けつけの実施を行う先進的な取組に対する支援等を行う。

<内 容>

- 民泊の管理業者の確保に向けた環境整備
 - ・民泊管理の多様な事業形態に応じた標準契約書や実務マニュアルの普及・啓発を図るための各地域における説明・講習会の実施等
- 効率的な民泊管理の高度化に向けたモデル事業
 - ・ICTを活用した宿泊者管理・施設管理や巡回・駆けつけの効率的実施手法など先進的な民泊管理の取組を支援



(2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進

不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進

90百万円【新規】

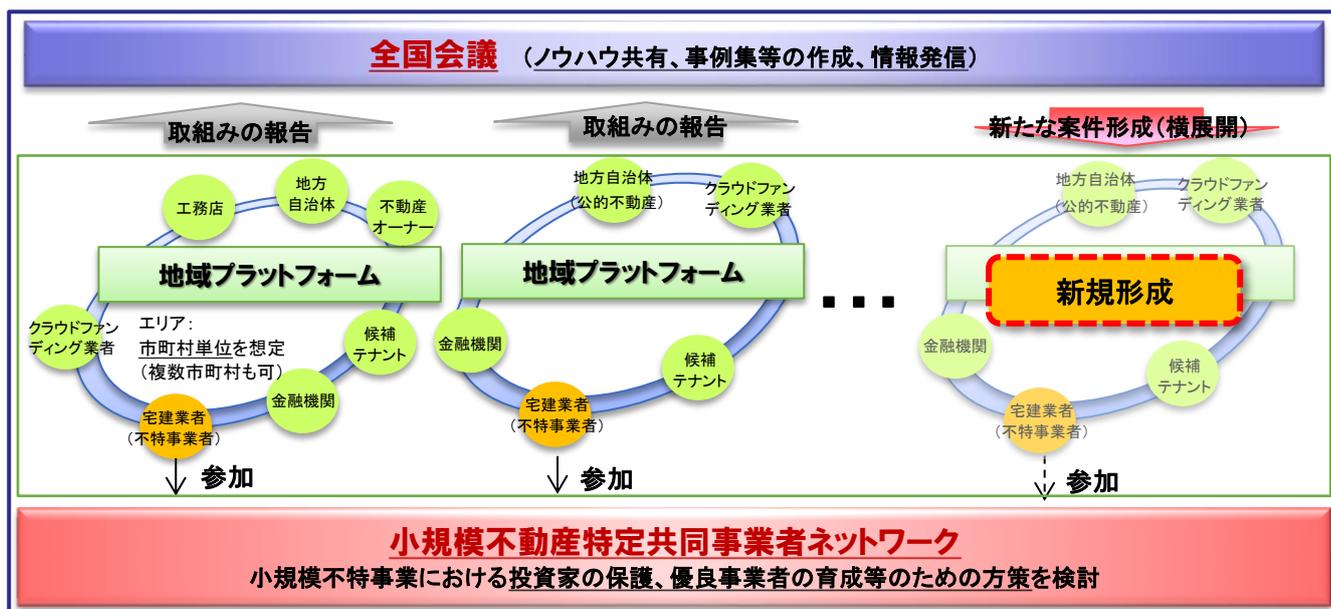
うち優先課題推進枠 90百万円

地域の不動産業者によるクラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、平成29年6月2日に公布された改正不動産特定共同事業法にて小規模不動産特定共同事業が創設されたところである。

同制度を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、不動産オーナーやまちづくり、公的不動産の活用に取り組む地方公共団体、地域金融機関、IT企業、地域活性化に取り組む者等の連携強化により、地域の事業者ニーズを掘り起こして民間資金の円滑な供給を図り、新たな地域民間プロジェクトの立ち上げを加速する場の形成等を促進する。

<内 容>

- 地域プラットフォームの開催支援
 - ・各分野の専門家によるセミナーの開催等、地域の関係者の連携強化を図る場の形成促進
- 各地域プラットフォームの代表者等からなる全国会議の開催支援
 - ・各地域の取組みやノウハウの共有、事例集の作成等を通じて、全国へ情報発信・横展開するための仕組みの構築
- 小規模不動産特定共同事業者ネットワークの形成支援
 - ・小規模不動産特定共同事業に係るルールの策定や優良事業者の認定等、投資家保護や優良事業者育成等のための方策を検討する場の形成促進



- 小規模不特事業の活用により空き家・空き店舗等を再生する先進地域を創出 ➡ 他地域への横展開による全国的な普及
- 優良な小規模不特事業者のネットワーク化 ➡ 投資家保護や優良事業者の育成、制度の活用を自律的に推進
- ネットワークを通じた事業者等からのフィードバック等 ➡ 現場での課題等の実態をより反映した制度運用を図る (モデル約款、実務手引書の改訂等)

環境性、快適性等に優れた不動産への投資促進に向けた環境整備

60百万円【新規】

うち優先課題推進枠 60百万円

近年、環境性、快適性及び健康性の向上や、働き方改革等への社会的要請が高まっており、不動産分野でもこれらの要請に対応するための環境整備を行うことが、国内外の投資家から求められている。

このため、我が国の不動産投資市場の成長を促進し、不動産の環境性等の品質を適切に不動産価格へ反映する仕組みを構築するとともに、企業等に対して不動産分野での環境性等の向上や働き方改革等への対応を促す。

<内 容>

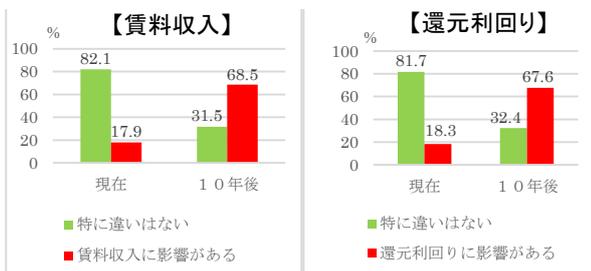
○環境性等に優れた不動産の評価の仕組みの構築

- ・諸外国における先進事例の調査
- ・投資家・金融機関（市場関係者）の認識・対応等についての調査
- ・不動産鑑定評価に盛り込むための統一的な手法の構築（不動産鑑定評価基準への位置付け等）

○企業の不動産に係る環境性等の向上の取組

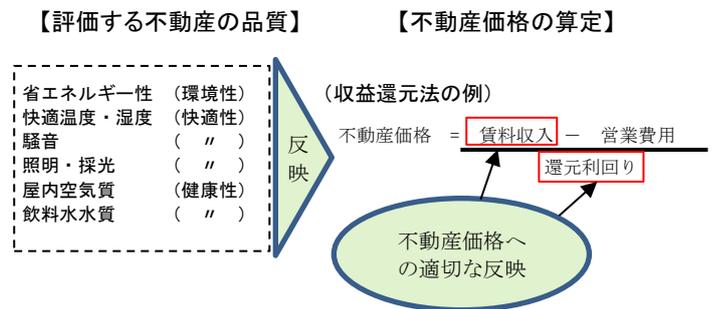
- ・ガイドラインの作成
- ・企業に対する普及・啓発

環境性等の高い不動産の賃料収入・還元利回り



出典：「第34回不動産投資家調査・特別アンケート」
（一財）日本不動産研究所

不動産鑑定評価への反映（イメージ）



不動産の鑑定評価に関する法律

不動産鑑定評価基準

【目的】不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士・不動産鑑定業について必要な事項を定め、これにより土地等の適正な価格の形成に資すること

不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準
(国土交通事務次官通知)

3. 建設市場の環境整備

(1) 建設産業の働き方改革の推進

200百万円（前年度50百万円）

うち優先課題推進枠 200百万円

総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され、罰則付き時間外労働の上限規制を導入する等の長時間労働の是正等を内容として労働基準法が改正されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様に罰則付き時間外労働の上限規制を適用することとなっている。

「働き方改革実行計画」の決定を踏まえ、建設業における長時間労働是正等に向けて関係者が総力を挙げて取り組むことが必要であり、以下のとおり重点的な対策を講じる。

<内 容>

○民間発注工事等における働き方改革の推進

民間発注団体や建設業団体等と連携した関係者による推進体制を構築し、公共工事における取組（週休2日を前提とした適正な工期設定、施工時期の平準化、施工のICT化等）が民間発注工事等においても浸透するよう、以下の施策を実施。

- ・民間発注工事等における工期の設定方法や発注手続の現状等について、実態に関する調査を実施
- ・週休2日確保や工期適正化等に取り組む民間発注者を対象に先導的モデル事業を実施し、工期改善等に際しての課題の抽出や解決に向けた検討を実施
- ・実態調査や先導的モデル事業等の成果を「適正な工期設定等のためのガイドライン」の見直し等へ適切に反映するとともに、関係団体の傘下の企業等に対する周知・啓発を実施

○建設技術者の働き方改革の推進

常態化している現場技術者の長時間労働の是正に向けて、ICT技術等の進展を踏まえた現場労働時間の短縮・平準化に関する検討を行うとともに、これまでの効果的で優良な施工管理事例等を収集・整理し講習等を通じた普及を行う。

○建設業における女性の働き方改革の推進

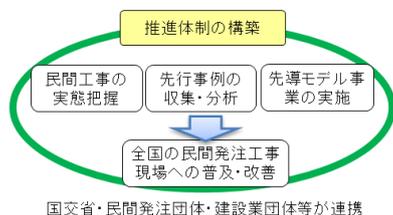
建設業における女性活躍推進のため、女性の働き方に関する実態を調査するとともに、女性技能者の入職・定着に取り組む企業や団体に対するコンサルティング等を通じた課題解決のための支援を実施。

○建設業許可等の電子申請化に向けた検討

建設業許可申請や経営事項審査申請において、現在書面で行われている手続について、申請書類等の簡素化を図るとともに、将来的な電子申請化に向けての課題等に関する調査検討を実施。

1. 民間発注工事等における働き方改革の推進

- 民間発注団体や建設業団体等と連携した関係者による推進体制を構築
- 民間発注者を対象にした先導的モデル事業の実施を通じ、「適正な工期設定等のためのガイドライン」の普及・遵守に向けた環境を整備



2. 建設技術者の働き方改革の推進

特に現場技術者は長時間労働が常態化

- ・調査検討
現場実務の見直しや書類作業時間の短縮等
- ・周知・啓発
優良な施工管理事例の導入の手順や効果等

3. 建設業における女性の働き方改革の推進

長時間労働は、女性の技術者・技能者の入職・定着の大きな障害

- ・女性が入職・定着、育休後に復職しやすい職場環境への改善等に意欲的に取り組む企業に対して、コンサルティング等の支援を実施

	年間 実労働時間	年間 出勤日数
全産業 平均	1734時間	224日
建設業	2056時間	251日

技術者・技能者に占める女性の割合は、僅か3%

※毎月勤労統計調査

4. 建設業許可等の電子申請化に向けた検討

現場のみならず、建設企業全体の業務効率化を支援するという観点も重要

- ・建設業許可や経営事項審査などの申請事務に関する簡素化等に向けた調査検討を実施

(2) 建設産業の担い手確保・育成

社会保険加入の徹底・定着

44百万円（前年度22百万円）

技能労働者の処遇改善による担い手確保と、適正に保険料を負担する企業による公平な競争環境の実現のため、平成24年度より建設業における社会保険加入対策に取り組んでいるところ。

これまでの取組により一定の成果が見られるものの、小規模事業者・労働者単位の加入や元請・下請間での法定福利費の確保といった課題に対応し、更なる社会保険加入の徹底・定着を図っていくための対策を実施する。

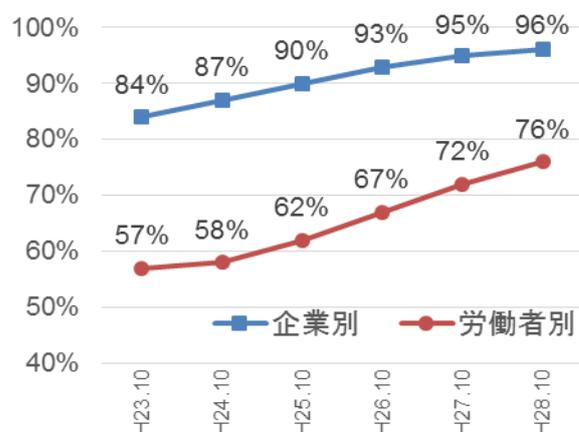
<内 容>

- 小規模事業者や現場監督を対象とした、社会保険に関する正しい理解の浸透を図るための研修
- 小規模事業者を対象とした、専門家による社会保険に関するきめ細かな相談支援
- 社会保険加入対策を地域レベルで定着させるため、都道府県毎に会議を開催し、行動基準の採択や先進事例の共有等
- 法定福利費の支払い状況等に関する実態調査
- 建設キャリアアップシステム(※)を利用した加入徹底を図るため、システムの活用方法等について検討

※技能者の処遇改善等を図るため、技能者の就業履歴や保有資格等について、技能者に配布するICカードを通じて業界統一のルールで蓄積するシステム

社会保険加入率の推移

(雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険に全て加入している割合)



出典：公共事業労務費調査

建設職人の安全・健康の確保の推進

40百万円【新規】

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるが、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、建設工事の現場での災害により年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の下、平成28年12月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が成立（平成29年3月16日に施行）し、本法に基づく基本計画が6月9日に閣議決定された。

このため、上記の基本計画に基づき、建設工事従事者の安全・健康の確保の推進を図っていく。

<内 容>

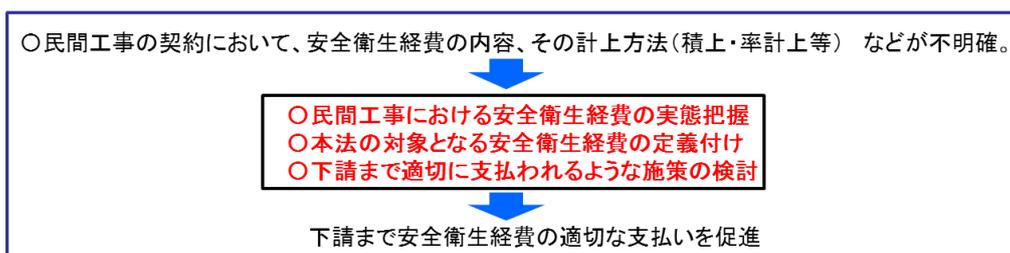
○安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進

- ・民間工事における安全衛生経費の実態把握
- ・本法の対象となる安全衛生経費の定義付け
- ・下請まで適切に支払われるような施策の検討

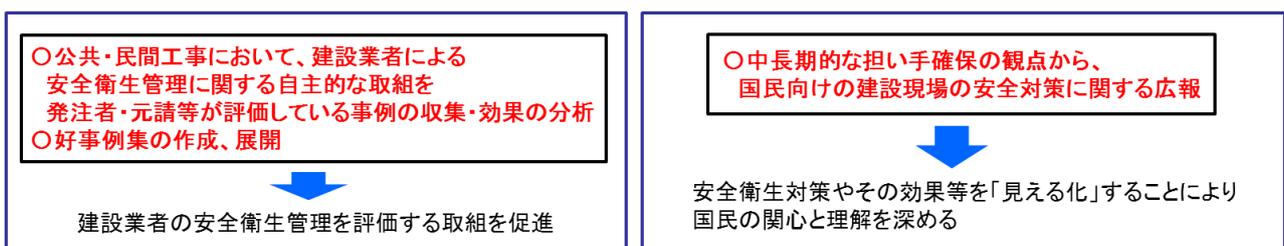
○建設業者等による自主的な取組の促進

- ・建設業者による安全衛生管理に関する自主的な取組を発注者・元請等が評価している事例の収集・効果の分析、好事例集の作成・展開
- ・中長期的な担い手確保の観点から、国民向けの建設現場の安全対策に関する広報

◎安全衛生経費の適切かつ明確な積算、明示及び支払いの促進



◎建設業者等による自主的な取組の促進



専門工事企業等に関する評価制度の構築に向けた検討

50百万円【新規】

うち優先課題推進枠 27百万円

建設工事の適正な施工を将来にわたり高い水準で確保するためには、元請企業等による専門工事企業の選定等において、技能労働者の処遇の改善など働き方改革に取り組む企業が競争上不利とならないようにする必要がある。

このため、働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」し、適正に評価される環境を整備するため、技能労働者評価に重点を置くなど、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築に向けた検討を進める。また、民間工事の元請企業に対する評価制度の構築についても併せて検討を行う。

<内 容>

○実態調査の実施

元請企業等による専門工事企業等の選び方やそのポイントについて実態を調査

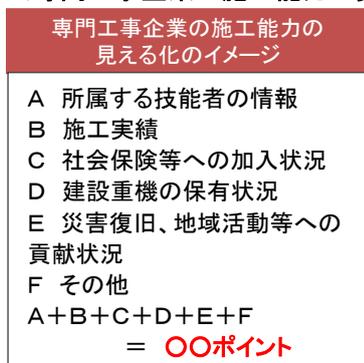
○評価項目・評価手法等の検討・整理

専門工事企業等の施工能力や働き方改革に向けた取組が反映されるための評価項目や評価手法等について検討・整理

○専門工事企業等に関する評価のあり方のとりまとめ

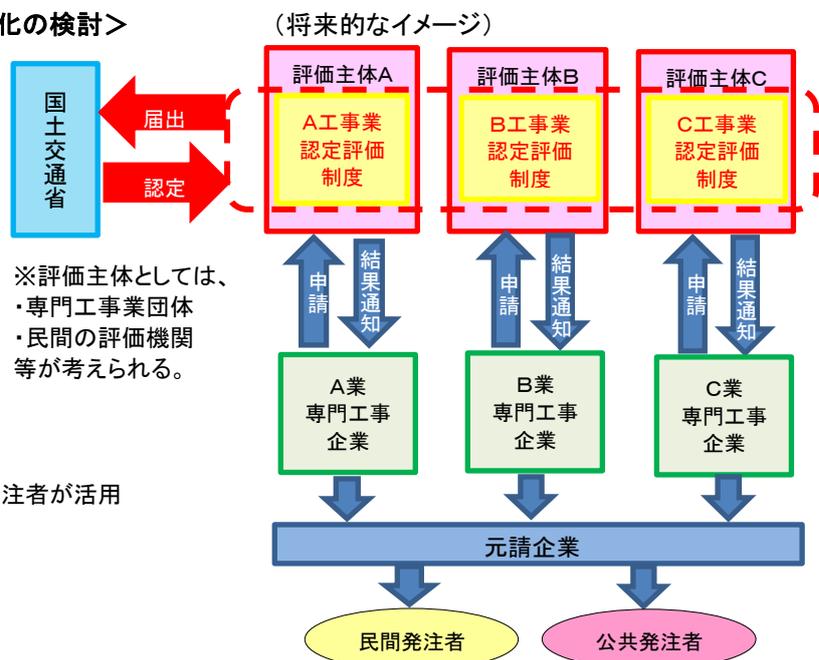
実態に即した各評価項目のウェイト付け等評価の枠組みを検討し、専門工事企業等に関する評価のあり方についてとりまとめ

<専門工事企業の施工能力の見える化の検討>



(活用イメージ)

- ・現場毎のポイント合計を発注者が評価
- ・専門工事企業選定の際に元請企業・発注者が活用



建設分野の外国人材活用の適正化事業

143百万円（前年度80百万円）

うち優先課題推進枠 143百万円

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連等の建設需要に適確に対応するため、平成26年4月4日の関係閣僚会議において「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」がとりまとめられ、平成27年4月から当該緊急措置の対象となる外国人材の受入れが開始された。当該緊急措置では、適正な監理体制の構築が求められており、特定監理団体及び受入建設企業に対して巡回指導等を実施する「制度推進事業実施機関」の活用、外国人材の受入れ状況の実態把握調査、外国人建設就労者管理システムの運営、建設特定活動用モデル事業の実施等を行うことにより、建設分野の外国人材活用の適正化を図る。

<内 容>

○制度推進事業実施機関による巡回指導等

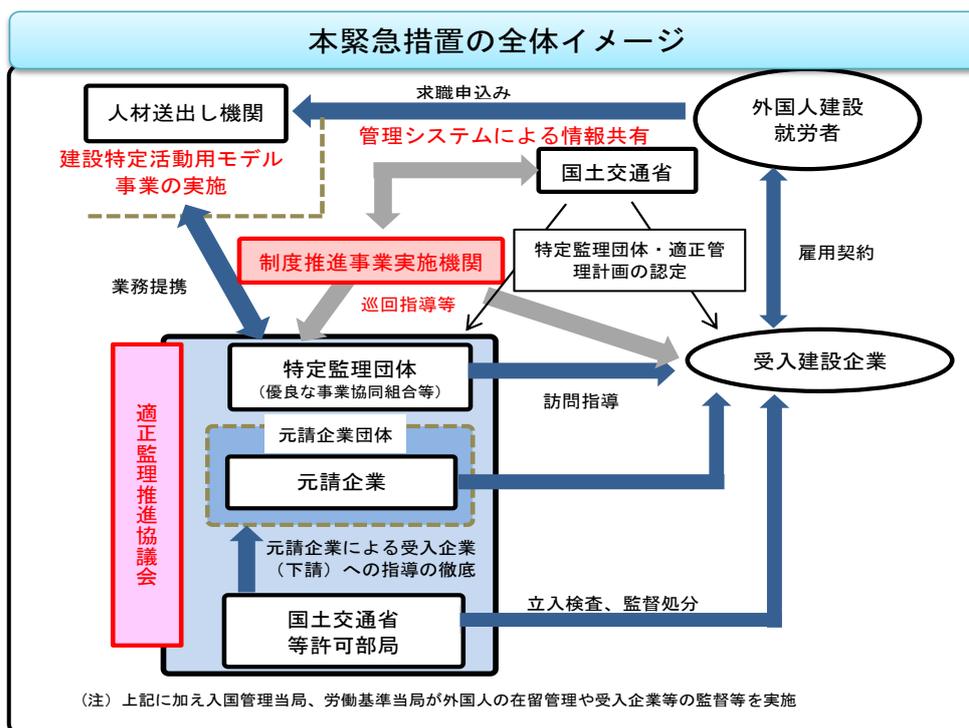
外国人建設就労者の受入建設企業、特定監理団体に対する巡回指導や受入状況（賃金水準等）に係る実態把握調査、適正監理推進協議会の運営等を実施

○外国人建設就労者管理システムの運営

国土交通省と制度推進事業実施機関の間のシステムによる受入情報共有

○建設特定活動用モデル事業の実施

現地送出し国において、建設特定活動を見越した事前訓練を行う先導的な事業を支援



多様な入札契約方式の活用促進事業

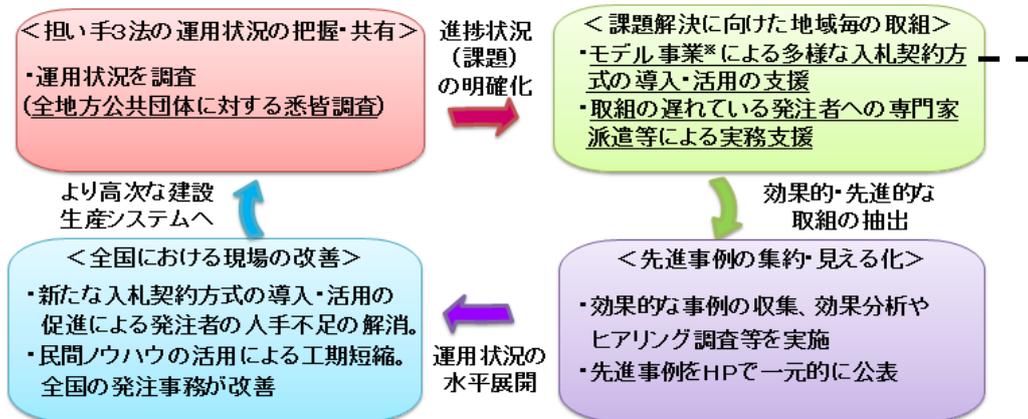
98百万円（前年度70百万円）

改正担い手3法の本格施行を受け、法の趣旨を現場レベルでより一層浸透させていくため、地方公共団体における新たな入札契約方式等の導入・活用を支援する「多様な入札契約方式モデル事業」を実施するとともに、「担い手3法」に基づく取組全般の悉皆調査、施工時期等の平準化の取組が遅れている市町村に対する専門家派遣等の実施を通じて、全国における現場の改善及び建設業の担い手の確保・育成を推進する。

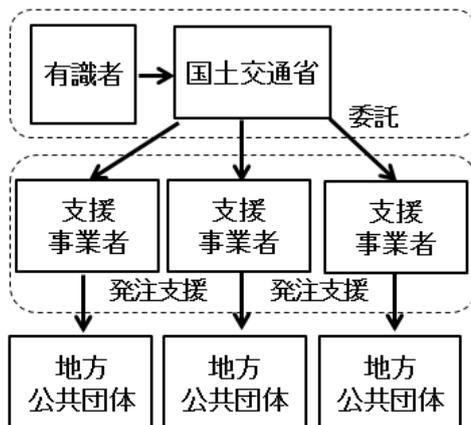
<内 容>

- 多様な入札契約方式モデル事業
 - ・事業の特性等に応じた新たな入札契約方式等の導入・活用の支援
- 担い手3法に基づく発注者責務に係る取組の悉皆調査
 - ・平準化、ダンピング対策、多様な入札契約方式等の取組の運用状況調査
- 施工時期等の平準化に係る取組
 - ・取組が遅れている市町村に対する専門家派遣等による支援

担い手3法推進サイクルの枠組み



※モデル事業支援スキーム



<入札契約方式のイメージ>

- 地域の維持管理を担う企業が不足し、地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、包括発注、共同受注（地域維持型JV等））
- 設計段階では対象構造物の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が確定できない。
- 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）
- 技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難。
- 発注関係事務を民間に委託する方式（CM方式）

(3) 建設産業の生産性向上の推進

地域建設産業における多能工化・協業化の推進

98百万円【新規】

うち優先課題推進枠 98百万円

国直轄工事や都道府県規模の工事を受注する大企業では、ICT や 3 次元データの活用等の生産性向上に向けた取組が進んでいるが、市町村規模の工事を受注する中小・中堅建設企業においても生産性向上に向けた取組を進めていく必要がある。

中小・中堅建設企業は、個々の手持ち工事量の変動するため、個社レベルでは、人材確保・育成や建設機械等への投資が消極的となる傾向がある。このため、技能者間・企業間で連携し、技能者の技能・ノウハウや個社の建機・労働力等の地域における限られた経営資源を有効活用する仕組みを形成することにより、地域における中小・中堅建設企業の実業生産性向上を推し進める。

<内 容>

- 中小・中堅建設企業における多能工化・協業化に関する取組について実態調査を行い、有効性や対象職種について検証
- 中小・中堅建設企業で構成するグループによる多能工化・協業化に関する取組を支援するモデル事業を実施
- 多能工化・協業化に取り組む際の手法等についての手引きを作成し、中小・中堅建設企業に対し周知

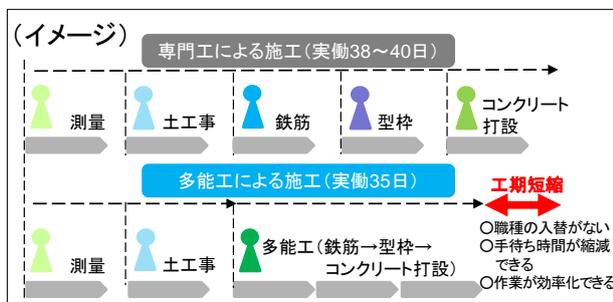
①多能工化モデル事業の実施

経営資源: 技能

対 象: 中小・中堅建設企業で構成するグループ

内 容: 多能工育成・活用計画の策定と実施の支援

(例) 土木では鉄筋、型枠、コンクリート等、
建築では塗装、防水、内装等の職種間での多能工化



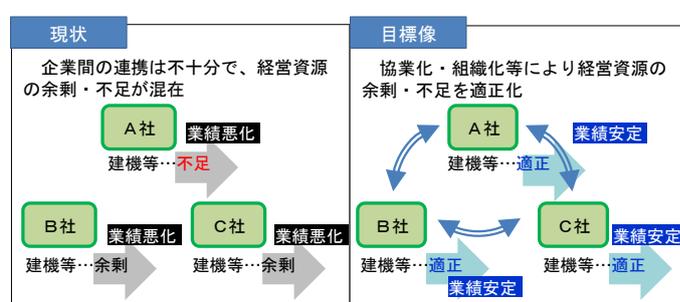
②協業化モデル事業の実施

経営資源: 建機等

対 象: 中小・中堅建設企業で構成するグループ

内 容: 協業化計画の策定と実施の支援

(例) 土木では鉄筋、型枠、コンクリート等、
建築では塗装、防水、内装等の企業間での協業化



4. 建設産業・不動産の海外展開の推進

(1) 建設・不動産企業のための海外ビジネス環境の整備

79百万円（前年度25百万円）

うち優先課題推進枠 79百万円

『未来投資戦略2017』や『インフラシステム輸出戦略』に基づき、「質の高いインフラ投資」を進め、「2020年に30兆円のインフラシステム受注を目指す」との政府目標を実現するためには、相手国政府との関係構築等により、建設・不動産企業の海外進出に向けた基盤強化を図ることが必要である。

このため、二国間建設会議等の開催による二国間の枠組の構築・関係強化や、新興国における我が国企業のビジネス環境改善につながる関連制度の整備・普及支援により、政府間でしかなし得ないビジネス環境の整備を推進する。

<内 容>

○二国間の枠組の構築・関係強化

- ・我が国にとって重要な市場における二国間建設会議等の開催

○制度整備・普及支援

- ・土地・建設関連制度の整備・普及促進を図るための現地セミナーの開催
- ・制度整備・システム導入・人材育成をパッケージ化したモデルプロジェクトの支援
- ・新興国の政府職員を招聘する研修の実施

ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府主導で環境整備を推進

二国間の枠組の構築・関係強化

- ・我が国のプレゼンスを維持・向上させ、新規案件受注等につなげるため、我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の二国間の枠組を構築し、関係を強化。



日・ベトナム建設会議

制度整備・普及支援

- ・新興国の円滑なインフラ整備に貢献し、我が国企業のビジネス環境の改善を図るため、我が国の土地・建設産業に関連する制度を新興国に紹介し、その整備・普及を支援。



建設関連制度セミナー(カンボジア)

- ・関係機関と連携し、現地調査やシステム導入の実証、職員研修等を組み合わせ、モデルプロジェクトとして制度整備・システム導入・人材育成をパッケージで支援。
- ・新興国からの政府職員の人材育成に対する要望を踏まえ、新興国の制度整備のキーパーソンとなる人材(次期幹部候補)の招聘を実施。



(2) 建設・不動産企業のための海外ビジネス機会の創出

124百万円（前年度76百万円）

うち優先課題推進枠 112百万円

建設産業・不動産産業の更なる海外展開を推進していくためには、ビジネス環境の整備とあわせて、中堅・中小企業の海外進出支援など、政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用した取組を進めていくことが必要である。

このため、独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小企業のミッション団派遣等による支援、拠点国と連携した第三国への展開支援、相手国政府と連携した PPP プロジェクトへの参入支援により、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会を創出する。

<内 容>

○中堅・中小企業の海外進出支援

- ・ 必要な情報を提供するセミナーの開催、現地へのミッション団の派遣
- ・ 企業の実務能力向上のための実務マニュアル作成、Eラーニングの実施

○拠点国と連携した第三国への展開

- ・ 拠点国企業とのマッチング等を目的としたセミナーの開催

○相手国政府と連携した PPP プロジェクトの組成

- ・ PPP プロジェクトへの参入促進のための調査等の実施

ビジネス機会創出

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、新ビジネスの展開や独自の技術・ノウハウの売り込みを促進

中堅・中小企業の海外進出支援

- ・ 独自の技術・ノウハウを有する中堅・中小建設企業の海外進出を促進するため、ミッション団の派遣等による支援を実施。
- ・ 企業の実務能力向上のため、実務的なノウハウやリスクマネジメント手法等を掲載した実務マニュアルを策定し、研修・Eラーニングを実施。
- ・ 中堅・中小不動産企業の海外進出を図るため、ターゲット市場の情報等を提供する投資誘致セミナーの開催等による支援を実施。



海外進出戦略セミナー



ビジネスマッチング

拠点国と連携した第三国への展開

- ・ 我が国企業の進出が進まない新市場や新分野を対象として、経験豊富な拠点国と協力関係を構築し、企業紹介・マッチング等を実施。



相手国政府と連携した PPP プロジェクトの組成

- ・ 我が国企業の PPP プロジェクトへの参入促進を図るため、競争入札を経ないプロジェクトの受注を可能とする二国間の枠組の具体的活用に向けた調査等を実施。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)